

# 明日香村阪合地区市街化促進基礎調査業務委託 仕様書

## 1 業務名称

令和3年度 第408号 明日香村阪合地区市街化促進基礎調査業務委託

## 2 業務目的

明日香村は平成29年4月に過疎地域に指定され、人口減少や若者の村外流出が課題となっている。阪合地区では市街化促進のモデルケースとして土地区画整理事業を行い、令和2年に子育て世代が多く定住する新たな自治会「檜前いおり野」が誕生した。それに続き、定住人口確保に向け市街化を促進するため、令和2年度に約6.3haを対象に実施した土地所有者の土地利用意向調査の結果を踏まえ、令和3年度は新たなまちづくりの事業方策検討に向けた業務を実施する。

## 3 業務内容

### (1) 住宅地整備の事業化方策と実現可能性の検討

- ・阪合地区の土地利用やその動向、地権者の意向等を踏まえて、想定される住宅地整備の事業手法とその事業化可能性を比較検討し、実現可能な新たなまちづくりの事業計画案（概略）をまとめる。
- ・そのため、必要な民間事業者等の意向を把握し、民間活力の導入方策を検討する。
- ・また、事業化を実現するために必要な行政等の支援・助成等方策を検討する。

### (2) 阪合地区全体の市街化構想と段階的整備プログラムの検討

- ・事業計画（案）の区域が位置付けられた阪合地区全体の市街化構想を作成する。
- ・阪合地区の段階的な整備プログラムとして、整備区域の優先順位を検証する。

### (3) 地元の機運醸成に向けた啓発活動支援

上記検討成果を踏まえて、地元の機運醸成に向けた啓発活動を支援する。

## 4 業務区域

明日香村大字御園地内（別添地図で示す区域）

## 5 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで

## 6 作業計画

受託者は、本業務の着手にあたり、総合政策課と協議のうえ、「作業計画書」を作成するものとする。

## 7 打ち合わせ

受託者は、本業務の実施において、総合政策課及び関係機関（民間事業者等）と適宜打ち合わせを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打ち合わせの内容については、記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

## 8 業務管理

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、同種・類似業務の経験を有する者を担当者に配置し

なければならない。

## 9 成果品

- ・事業計画案・・・1部
- ・事業計画案データ（CD-R）・・・1部
- ・市街化構想図（A1サイズ、A3サイズ）・・・それぞれ2部
- ・報告書（A4判ファイル綴じ）※会議資料等含む・・・2部
- ・報告書電子データ（CD-R）・・・2部
- ・その他甲が特に指示するもの

## 10 納品場所

明日香村役場総合政策課

〒634-0111 奈良県高市郡明日香村岡55番地

## 11 その他

- （1）本調査に必要な経費や交通費等は委託料に含む。
- （2）本仕様書に定めのない事項が生じた場合及び業務内容等に疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。

# 区域図 (阪合地区)

